



JICA  
SUSTAINABILITY  
REPORT  
2021



～気候変動を中心に～





# CONTENTS

1	理事長メッセージ	03
2	組織概要	05
3	ガバナンス	11
4	戦略	15
5	リスク管理	19
6	指標と目標	20
7	実績	21
7-1	気候変動対策案件の事例	23
	事例 1 エジプト・アラブ共和国	25
	事例 2 インドネシア	27
7-2	気候変動対策案件の事後評価の事例	29
	事例 1 南アフリカ	31
	事例 2 ベトナム	33
	事例 3 カンボジア	35
7-3	気候変動対策としてのインフラ整備事業	37
8	環境社会配慮ガイドライン	39
9	ESG の取組	43
9-1	SDGs への取組	45
9-2	多様なステークホルダーとの関係構築	49
9-3	ソーシャルボンド発行	51
9-3	GCF 受託事業	53
9-4	人材育成	54

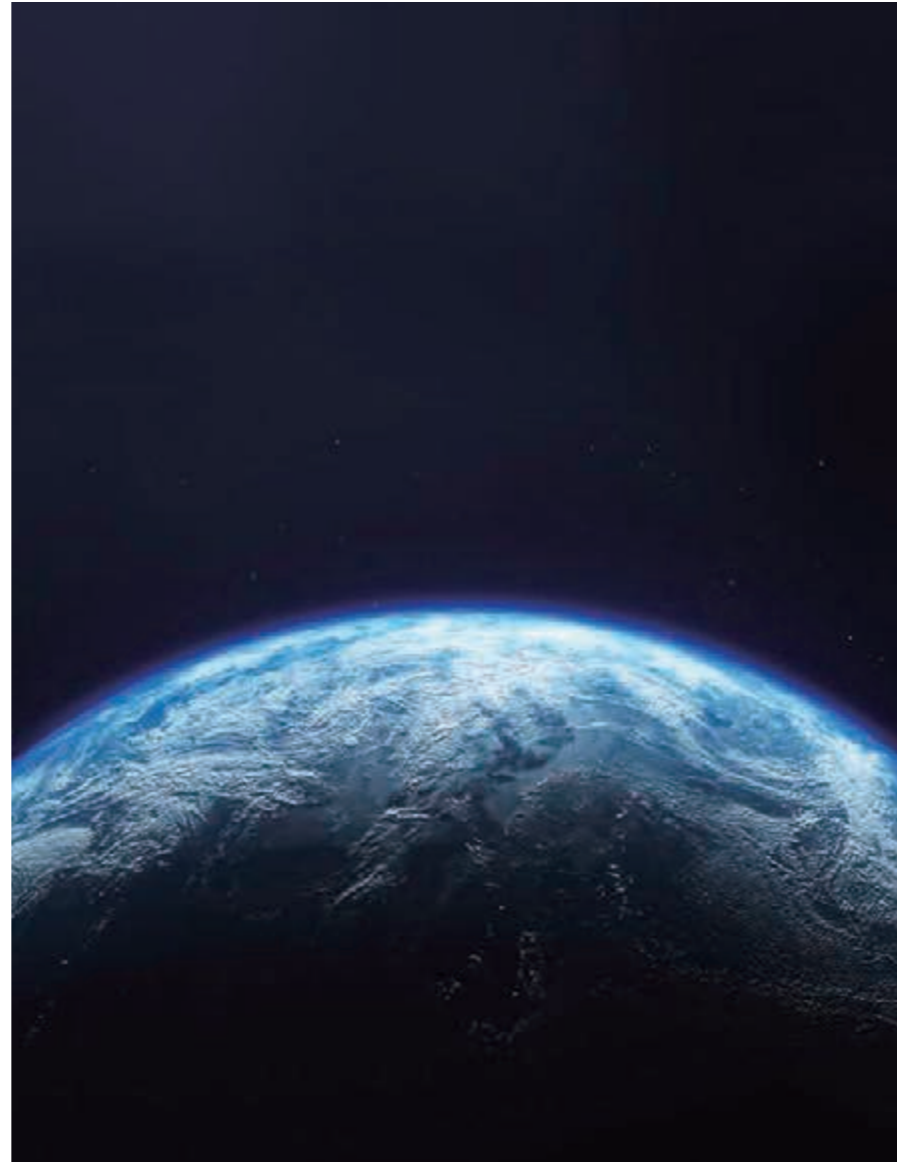


## 理事長メッセージ

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals :SDGs)」や、温室効果ガス排出削減等を目指す気候変動抑制に関する国際合意としての「パリ協定」を契機に、環境を含めた社会経済の持続可能性の向上は国際的な課題となっています。JICAは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障」と「質の高い成長」をミッションに掲げ、開発途上国におけるSDGsの達成に向けて、世界の幅広い課題に取り組んでいます。

パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を「2度未満」に抑えることを長期目標とし、さらに「1.5度未満」に抑えることを努力目標としています。この達成を目指すべく、各国が二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標時期を前倒しにする等、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。我が国においても、当時の安倍総理大臣の下で私自身が座長をつとめた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の提言(2019年4月)も踏まえ、2020年10月には当時の菅総理大臣が2050年カーボンニュートラル宣言を発表しました。

気候変動による影響は、災害の増加や甚大化のみならず、海面上昇、熱帯病の拡散、水資源の枯渇、食料生産への幅広い被害等が予測され、人間の安全保障や持続可能な社会経済の実現にとって大きな脅威となっています。特に、社会経済基盤が脆弱な開発途上国には、より深刻な被害が及ぶと考えられます。これまで温室効果ガスを多く排出してきた日本を含む先進国には、気候変動対策をリードする歴史的責任があります。一方、開発途上国は、気候変動の脅威に直面しつつも発展する権利があります。社会経済の発展において安定した電源の確保は不可欠であり、石炭火力発電をたちどころに停止することには相当の困難が伴います。従って、JICAは、気候変動対策を



重要な経営課題に位置づけ、開発途上国に寄り添いながら、創意工夫を凝らして、脱炭素社会への円滑な移行と気候変動に強靱な社会の構築を目指していきます。

気候変動対策をはじめとする開発途上国における持続可能な社会経済の実現に向けたJICAの取組をより一層ご理解いただくため、「サステナビリティ・レポート」をこのたび作成しました。本レポートでは、金融安定理事会 (Financial Stability Board :FSB) が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures :TCFD) の2017年提言を踏まえ、気候変動対策に関する情報開示への取組の他、気候変動対策に関するJICAの事業実績やESG(環境・社会・ガバナンス)の課題解決に関する取組事例を紹介しています。

我が国の歴史を振り返ると、江戸時代の「循環型社会」にみられるように、日本人は古来より「もったいない」精神を持ち、自然と調和した社会を形成してきました。このような伝統的文化・精神は、持続可能な社会経済の実現を目指す現代の国際社会の潮流とも整合するものです。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大では、開発途上国の課題が改めて明らかとなりました。国際協力の必要性がこれまで以上に認識される中、国と国との相互の信頼とつながりを維持・発展させることは不可欠です。気候変動対策においても、多様なパートナーが協力して、日本及び世界の人々が一丸となって取り組んでいかなければなりません。JICAは、日本のODAの一元的実施機関として、開発途上国との間に築いた長年の信頼関係を発展させながら、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、多様なパートナーとの連携を強化しながら、環境・社会・経済のバランスのとれた持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。

国際協力機構 (JICA)  
理事長 北岡伸一



## 「信頼で世界をつなぐ」

JICAは、開発途上国との信頼関係を特に重視し、途上国と共に課題の解決に取り組んでいます。

### JICAの取り組み

#### 【人間の安全保障】

すべての人が、生命や生活を脅かされることなく、尊厳を持って生きられる社会を目指します。

#### 【質の高い成長】

自然環境をそこなわず、格差の少ない持続的な成長を目指しています。



#### People

#### 誰もが健康で、安心して暮らせる社会のために

- 教育
- 保健医療
- 社会保障の充実



#### Peace

#### 恐怖や暴力のない、平和で公正な社会のために

- 紛争が発生しない国づくり
- 法制度整備支援
- ジェンダー平等の推進、女性・女子のエンパワーメント



#### Prosperity

#### 豊かで自然と調和する経済、社会の進展のために

- 農業・農村開発
- 民間セクター開発
- 都市・地域開発
- クリーンで安定したエネルギーの確保
- 運輸交通基盤の整備



#### Planet

#### 地球環境を守るために

- 持続的な資源管理
- 自然環境の保全
- 環境管理
- 水資源の確保と供給
- 防災

### 組織概要



海外拠点

96カ所



国内拠点

14カ所



職員数

1,929人



援助対象

150カ国・地域

### 信頼の基礎となる人と人とのつながりの構築

JICAは、専門家や海外協力隊を途上国へ派遣するとともに、途上国から行政官や技術者などの研修員や留学生を日本に受入れています。人材育成を通じた人と人とのつながりは、途上国と日本の信頼の礎です。



#### 受入れ

研修員・留学生  
(累計約 65 万人以上)

13,217人  
(2019年度)



#### 派遣

専門家・JICA 海外協力隊  
(累計約 25 万人以上)

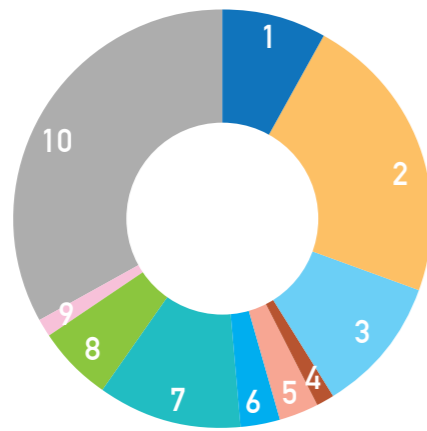
9,163人  
(2019年度)



JICAの事業分野と実績 以下の手法を組み合わせ、開発途上国の異なる課題やニーズに合わせた効果の高い協力を行っています。

事業規模金額

1,751 億円



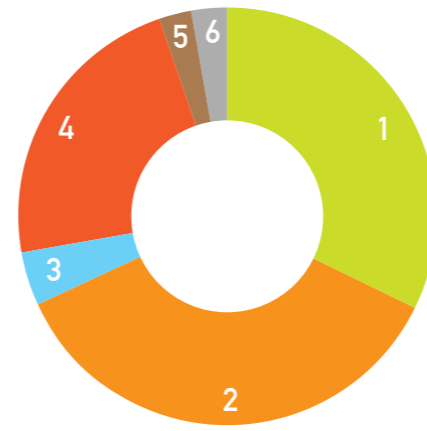
### ■ 技術協力 ※1

日本の技術や経験を伝える専門家の派遣や、研修員・留学生の受け入れ

1. 計画・行政	8.1%
2. 公共・公益事業	22.6%
(運輸交通などの社会基盤)	
3. 農林水産	10.6%
4. 鉱工業	1.4%
5. エネルギー	3.0%
6. 商業・観光	3.0%
7. 人的資源	11.2%
(教育や職業訓練など)	
8. 保健・医療	5.9%
9. 社会福祉	1.3%
10. その他	32.9%

事業規模金額

15,232 億円



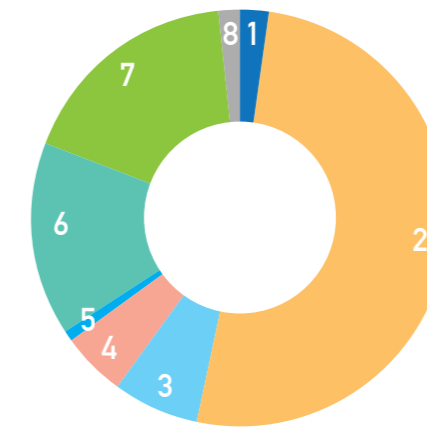
### ■ 有償資金協力 ※2

開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

1. 電力・ガス	32.3%
2. 運輸	36.0%
3. 農林水産	4.1%
4. 社会的サービス	22.5%
(上下水道・衛生、教育など)	
5. プログラム型借款	2.4%
6. その他	2.7%

事業規模金額

856 億円



### ■ 無償資金協力 ※3

所得水準が低い国を主な対象として、返済しなくても良い資金を提供

1. 計画・行政	2.4%
2. 公共・公益事業	51.0%
3. 農林水産	6.7%
4. エネルギー	5.1%
5. 商業・観光	0.8%
6. 人的資源	14.9%
(教育や職業訓練など)	
7. 保健・医療	17.5%
8. その他	1.5%

(2019年度)(単位：%)

■ JICA海外協力隊派遣 ■ 市民参加協力 ■ 移住者・日系人支援 ■ 国際緊急援助 ■ 調査・研究 ■ 民間連携事業

(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 ※3 2019年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2019年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。



# 地域別事業規模



● 東・中央アジア

協力実施国 **10**カ国  
事業規模 **1,984**億円



● 中東・欧州

協力実施国・地域 **27**  
事業規模 **1,227**億円

● 中南米

協力実施国 **32**カ国  
事業規模 **579**億円

● アフリカ

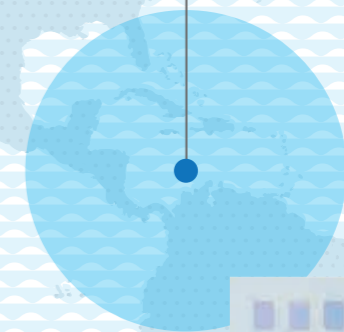
協力実施国 **49**カ国  
事業規模 **1,851**億円

● 南アジア

協力実施国 **8**カ国  
事業規模 **6,926**億円

● 東南アジア・大洋州

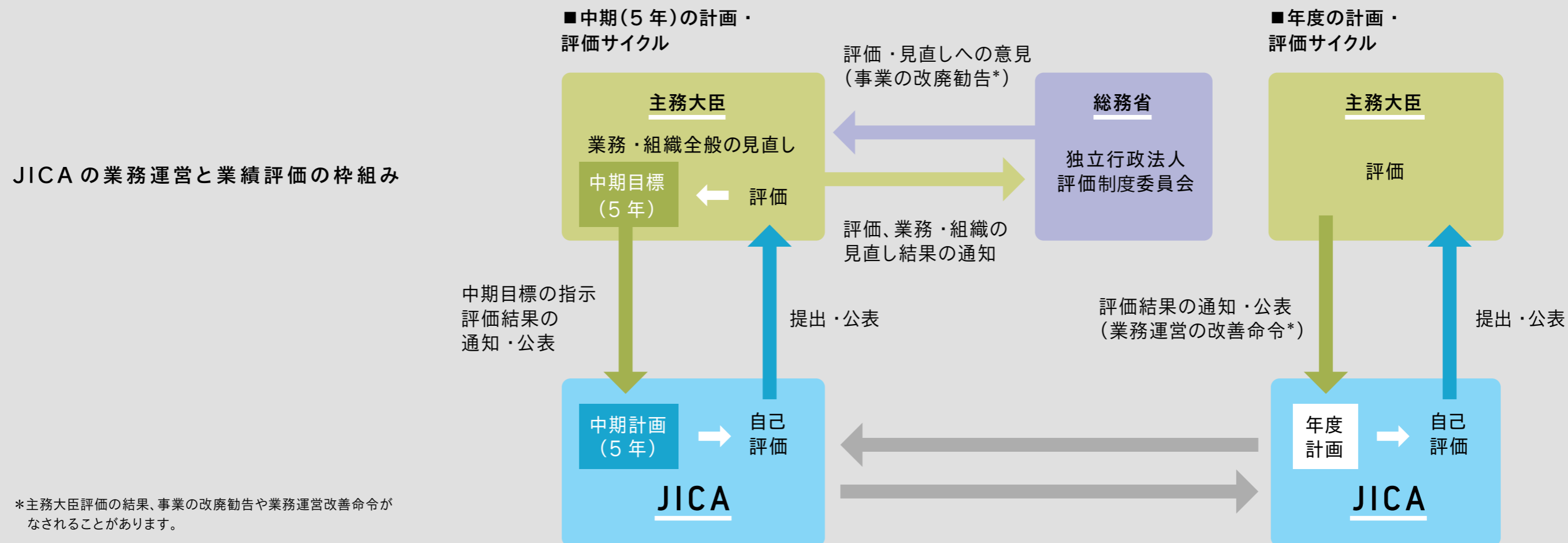
協力実施国 **24**カ国  
事業規模 **4,680**億円



(注) 地図中の事業規模金額には、地域別に分類できない協力実績は含まない



## JICA の業務運営と業績評価の枠組み



## ガバナンス

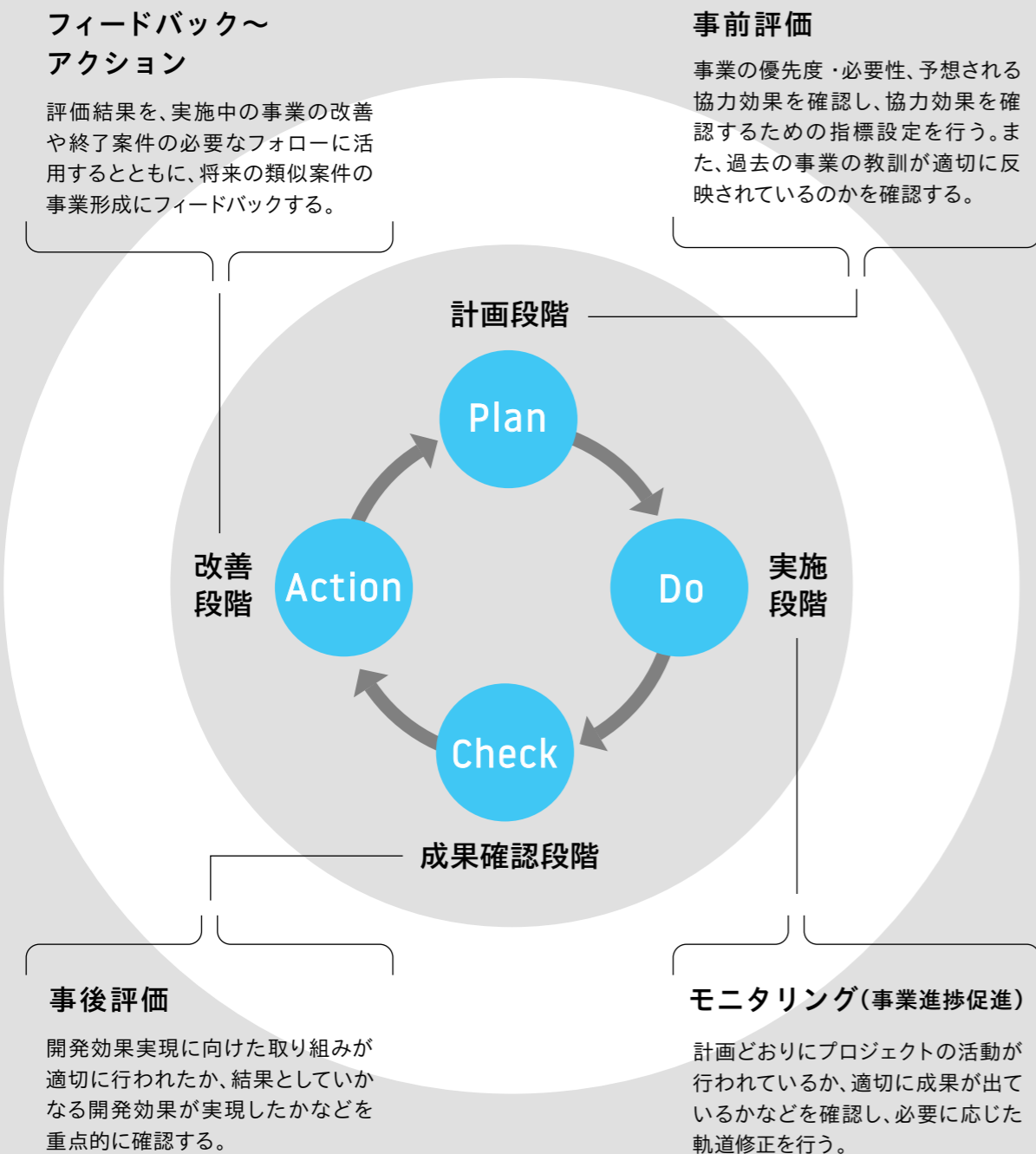
JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施しています。また、JICAでは、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果をJICAに通知し、公表しています。

開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みで事業の開発効果の向上に努めています。

JICAは、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年10月に策定しています。これに続き、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA環境社会配慮のためのガイドライン」(ガイドライン)を指針とし、業務運営を行うものとされています。JICAは、協力事業においてガイドラインに基づく環境社会配慮が実施されるよう協力相手国を支援し、適切に配慮されているかを確認しています。



## プロジェクトのPDCAサイクルにおける事業評価



その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や協力相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。なお、現行ガイドラインは、2010年に制定されたものであることから、国際的な潮流も踏まえて、改定を進めています。改定手続きについては、透明性と説明責任を確保するよう努めています。内容としては、一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、温室効果ガスの総排出量を推計して公表することも検討中です。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接JICA理事長に報告します。引き続き、JICAの環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。



## 戦略

JICAは、上述の「JICA環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、JICAは気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- パリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約（生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組）、関連SDGs目標、その他関連する日本政府主導のビジョン（大阪ブルー・オーシャン・ビジョン）の達成に向けた貢献を目指します。



具体的なアクションは以下の通りです。

1. パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス（GHG）インベントリ、透明化枠組強化、気候資金\*の導入・活用支援
2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策（開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組）を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICAは以下を目指します。

1. 多様な関係者との連携やファイナンスの動員  
（民間企業との連携、緑の気候基金（GCF）等の外部資金活用の推進）
2. 日本等の知見や技術の活用
3. 戦略的な情報発信
4. 都市間連携・協力の促進
5. 域内連携の促進
6. デジタル・トランスフォーメーション（DX）等のイノベーション

\*各国の公的資金、世界銀行等の国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制・吸収増進のための取組（緩和策）、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取組（適応策）、及びその両方に資する事業を指す（OECD開発援助委員会「OECD DAC Rio Markers for Climate Handbook」の定義に基づく）。





JICAを取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICAは、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行（トランジション）を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進</li> <li>・運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進</li> <li>・防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進</li> <li>・緑の気候基金（GCF）からの受託事業の推進</li> <li>・気候変動対策に資する調査・研究の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国での自然災害増加によるJICA協力事業への影響（物理的リスク）</li> <li>・法規制等の強化や急速な技術の進展等によるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加（移行リスク）</li> </ul>

なお、2021年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）」では、以下の通り記されています。JICAとしてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS /カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」







## リスク管理

JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによって組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務(円借款・海外投融資)については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

JICAの開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

JICAは、協力事業における気候リスク(ハザード、曝露、脆弱性)の特定や評価を行い、



案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)\*1」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。日本側の支援体制強化のため、JICA内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

## 指標と目標

G7コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021年から2025年までの5年間に、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化すること、です。その実現に向けて、JICAは毎年1兆円程度\*2の貢献を目指して、協力を進めます。また、JICAは、気候変動によりJICA協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に関係する排出を合計した排出量を考慮していきます。

\*1 JICA Climate FIT: 緩和策(JICA HP)、適応策(JICA HP) \*2 現時点での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)における基準見直し等によっては今後変更される可能性あり。



## 実績

JICAは、パリ協定のみならず、SDGsや仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。

JICAの気候変動対策の取組は、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガスの排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICAは、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靱な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における  
気候変動対策分野の協力実績  
(金額ベース)\*

気候変動対策分野における  
JICAの協力総額

930,745 百万円

割合 100%

## 緩和策

(低炭素・脱炭素社会に向けた協力等)

515,364 百万円

割合 55.4%

## 適応策

(気候変動に強靱な社会づくりへの協力等)

389,999 百万円

割合 41.9%

## 緩和策・適応策横断型

(緩和・適応を両方含む包括的な協力)

25,382 百万円

割合 2.7%

2020年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は16百万t-CO<sub>2</sub>(二酸化炭素トン)/年(但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業(円借款)が14.6百万t-CO<sub>2</sub>/年を占める)

\*協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。



# 7-1

## 気候変動対策案件の事例

JICAが2020年に事業を開始または承諾した気候変動対策の代表的な事例を2件紹介します。

### 事例1：緩和策

エジプト・アラブ共和国 P 25

エネルギー利用効率改善能力開発  
プロジェクト（技術協力）

### 事例2：適応策

インドネシア P 27

災害に対する強靭化促進・  
管理プログラム・ローン（有償資金協力）





## 事例 1：緩和策

エジプト・アラブ共和国

## Arab Republic of Egypt

## エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト(技術協力)

- 協力金額：3.8 億円
- 協力期間：2020 年 1 月～2022 年 2 月(予定)



■エジプトは、エネルギー及び電力補助金によって、発電コストを下回る価格での電力供給を行ってきました。しかし、経済活動の停滞や財政状況の悪化を受け、近年は電気料金の値上げが進んだことで、企業活動や国民生活に悪影響が生じており、省エネルギーの推進が喫緊の課題となっています。

■JICAはエジプト政府に対する省エネルギー推進に係る政策提案(省エネ効果の潜在性の高い技術／製品評価に係る推進政策提案、省エネ推進戦略ロードマップの作成等)や行政能力強化のための技術協力を通じて、これら負の影響を軽減しています。また、本事業によって、エジプト全土で省エネルギーが推進され、同地域の温室効果ガス排出量の削減にも寄与しています。



関係者会合の様子





## 事例 2：適応策

インドネシア

Indonesia

災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン  
(有償資金協力)

- 借款金額：318 億円
- 協力期間：2020 年 2 月～2020 年 3 月  
(貸付完了をもって事業完成)

Indonesia



■日本と同様に自然災害が頻発するインドネシアは、災害発生後の対応に加え、発生前の予防段階も含めた総合防災体制を整備すべく、法制度及び組織の強化を進めています。また、早期警戒システムの構築等を進める等、災害リスクの把握と事前準備への取組みを強化しています。

■こうした政策改善のために必要な資金を財政支援することのできるプログラム・ローンという手法を用いて、JICAは支援を行っています。供与された資金は、当該国予算に組み込まれ、総合防災体制の整備等のインドネシアの災害リスク管理能力の向上プログラムに充てられ、気候変動による洪水リスクへの対応能力向上にも活用されています。



署名の様子



11 自み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を



# 7-2

## 気候変動対策案件の 事後評価の事例

JICAは、経済協力開発機構(OECD)にある開発援助委員会(DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価6基準」を準用した評価、JICA独自開発のレーティング制度の活用による統合的な評価を実施しています。

詳細リンクは以下の通り

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00000ln698-att/development\\_evaluation.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00000ln698-att/development_evaluation.pdf)

JICAが2017年度から2019年度に事後評価を実施した気候変動対策案件の中で代表的な事例を4件紹介します。

### 事例1：適応策

南アフリカ

P 31

気候変動予測とアフリカ南部における応用プロジェクト  
(科学技術協力)

### 事例2：緩和・適応策

ベトナム

P 33

気候変動対策支援プログラム・ローンI～VII(円借款)

### 事例3：緩和策

カンボジア

P 35

ラタナキリ小水力発電所建設・改修計画(無償資金協力)



## 事例1：適応策

南アフリカ

## South Africa

気候変動予測とアフリカ南部における応用プロジェクト

(科学技術協力)

～異常気象の発生メカニズムを明らかにし、農業や感染症対策に活かす～

- 協力金額：2.2億円
- 協力期間：2010年4月～2013年3月

South Africa



事後評価報告書リンク：

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_0901000\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_0901000_4_f.pdf)

事業HP：

[https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2103\\_southafrica.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2103_southafrica.html)


季節変動予測に係る本SATREPS事業で調達した6カ所の自動気象観測所のうちのひとつ

■本事業は、地球規模課題に対応するために、大学、研究機関と連携して共同研究を実施する科学技術協力(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)として実施されました。

■南部アフリカは異常気象の影響を受けやすい地域の一つですが、その影響を軽減するための気候変動予測技術の向上に取り組みました。

■異常気象の発生要因は2つの海域の海面温度差であることから、「高解像度大気海洋結合モデル(SINTEX-F)」という、大気と海洋がどのように影響し合うかを再現するスーパーコンピュータを駆使して、1年先までの広域の気候変動を予測します。これにより、南アフリカに異常気象を引き起こす南インド洋と南大西洋の亜熱帯ダイポールモード現象のメカニズムを解明し、大雨の予測に成功しました。

■SINTEX-Fの気候予測結果は、現在民間コンサルタントにも活用される等、環境問題への適用が進んでいます。

南アフリカ・リンポポ州に設置された自動気象観測装置





## 事例 2：緩和・適応策

ベトナム

Viet Nam

気候変動対策支援プログラム・ローンⅠ～Ⅶ  
(円借款)

～ベトナム国内の気候変動対策に向けた取り組みを支援～

- 借款金額：800 億円(Ⅰ～Ⅶ期総額)
- 協力期間：借款契約調印  
2010、2011、2013、2014、2015、2016、2017 年

Viet Nam



事後評価報告書リンク：

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_VN-C21\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_VN-C21_4_f.pdf)


■ベトナム政府の気候変動対策について政策対話等を通じて支援することにより、①温室効果ガス吸収増大・排出規制による気候変動の緩和、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に対する分野横断的課題への対応を図っています。それにより、同国の気候変動に伴う災害等リスク低減による持続的経済発展に加え、気候変動緩和にも寄与します。適応策と緩和策の双方に対応した特記すべきプログラム・ローン案件です。

■資金面だけでなく実施体制の支援においてもJICAが主導的役割を果たしました。

■JICAは円借款による資金供与を行うだけでなく、ベトナム側の関係省庁と世界銀行等の開発パートナーを集めた政策対話の場(プラットフォーム)を形成し、気候変動対策に必要なとされる政策検討や活動を主導しました。

■気候変動という多岐にまたがる省庁間での議論を促進するため、長期専門家を派遣する等、資金だけでなく技術協力も活用して多角的に関係省庁間の能力強化を図ったことで、上記プラットフォームの議論を更に促進しました。

ニントゥアン省にある風力発電所  
(本事業により再生可能エネルギー事業を推進するための買電価格政策が導入されました)



## 事例3：緩和策

カンボジア

Cambodia

ラタナキリ小水力発電所建設・改修計画  
(無償資金協力)

～地方電化を進めながら温室効果ガス削減に貢献～

- 供与額：14.8億円
- 贈与契約(G/A)締結：2013年

Cambodia



事後評価報告書リンク：

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1260800\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1260800_4_f.pdf)



■電力の供給が安定的ではないカンボジアの地方都市において、比較的小規模な資金供給でも整備可能な小水力所の新規建設と既設発電所の設備更新を行うことで、電力の安定供給を実現しました。

■電力を実際に使う周辺住民に電力アクセス改善と電力の安定供給による恩恵をもたらしました。また、温室効果ガスの削減量を明確に計測し、その効果を明らかにすることで、本事業が気候変動対策(緩和)に寄与したことが証明されました。

■本事業の水力発電による発電電力量は、ベトナムからの火力発電等に由来する輸入電力量の代替となっており、本事業が実施されていなければ更なる電力輸入が必要であったことを考慮すると、クリーンエネルギーである本事業の水力発電はCO2排出量の削減に大きく貢献しているといえます。

t/年*2	CO2 排出削減量*1
基準値	1,071.5
2015年(事業完成年)	1000.00
2016年(同1年後)	852.23
2017年(同2年後)	1544.99
2018年(同3年後)	1485.61

\*1 CO2排出削減量：オチュム第一及び第二発電所における発生電力(増加分)×ベトナムの排出係数(発電端)409 kg CO2/MWh \*2 数値はオチュム第一・第二発電所の合計



オチュム第一ダムの取水塔





## 気候変動対策としてのインフラ整備事業

インド

# India

## デリー高速輸送システム建設事業

経済成長の続くインドでは車を所有する人の割合が増加しており、都市部では大気汚染や渋滞が深刻な問題となっています。CO2排出量の削減や大気汚染対策はじめとした問題に貢献するのが、首都デリーにおいて日本が協力を続けてきたメトロ（高速輸送システムである都市鉄道）整備事業です。

デリーメトロの整備により、道路交通車両は開業前と比べ2018年時点で1日あたり約70万台減少しました。CO2ベースで99万トン／年を削減したことになります。また、本事業は日本の省エネルギー技術を活用したブレーキの採用等により、鉄道事業で世界初のCDM事業\*として国連に登録されています。

CO2排出や大気汚染等都市化を通じた問題はデリーに限らず、全国の都市部で発生しており、インド政府はインド全土でメトロの建設を進める方針です。現在、本事業をモデルとしたメトロ事業は、JICAの協力の下で、近隣国のバンラデシュを含めた国内外で展開されています。

\*先進国が途上国で削減した温室効果ガスの一定量を、支援元の削減分の一部に充てることのできる、京都議定書で定められた制度。



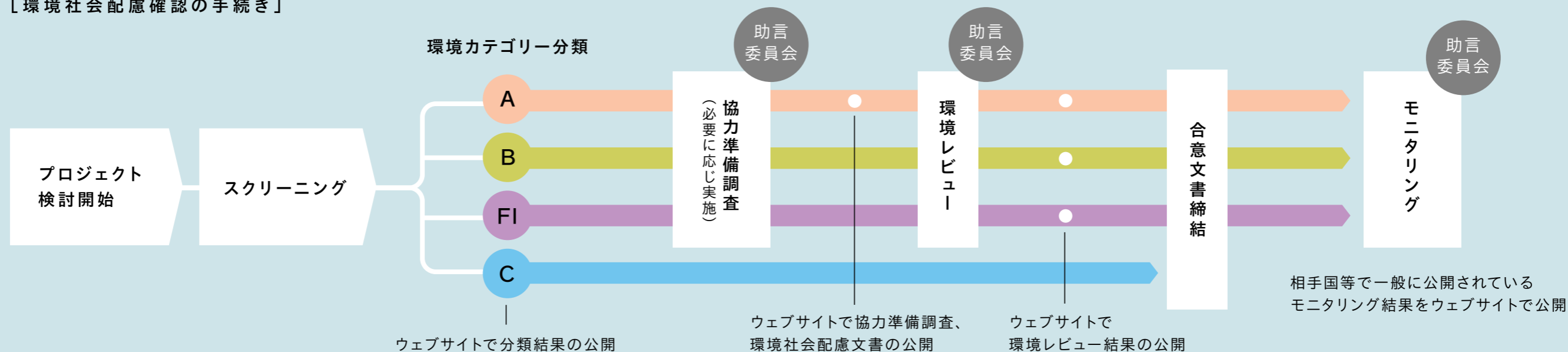
Delhi



その他、適応策への取組については、気候変動の影響が特に顕著に表れる水分野での干ばつ対策の事例をJICA ホームページの記事(前編・後編)で紹介しています。また、気候変動対策を特集したJICA広報誌(2019年8月号)「気候変動対策 地球の未来のために」にも様々な事例を紹介しています。



## [環境社会配慮確認の手続き]



## 環境社会配慮ガイドライン

JICAは、「5. リスク管理」に記載の通り、「環境社会配慮ガイドライン」に基づき、事業の形成、実施是非の検討、実施、事業完了後の各段階で、協力相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きにおける3つの工程(スクリーニング、環境レビュー、モニタリング)の詳細は以下の通りです。

## 1. スクリーニング

協力相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、事業を4つのカテゴリに分類します。すなわち、A(重大な影響を及ぼす可能性がある)、B(影響はAより小さい)、C(影響は最小限かほとんどない)、FI(JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブ事業が特定できない)の4つです。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

## 2. 環境レビュー

相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境

アセスメント等の報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAの事業については、相手国等から提出された環境社会配慮文書に基づき、事業がもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価します。

## 3. 透明性

環境レビューに先立ち、環境社会配慮文書等を公開するといった透明性の確保にも努めています。

## 4. モニタリング

環境社会配慮のモニタリングは、協力相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIの事業について、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、協力相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。



### ● 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2020年度は「全体会合」を11回、全体会合で任命された委員が助言対象案件等について検討する「ワーキンググループ会合」を14回開催し、計14案件に関する助言を得ました。また、ガイドラインに関する包括的な検討を2回（前年度とあわせて計8回）行いました。委員名簿や議事録などは、[JICAウェブサイトの「環境社会配慮」](#)で公開しています。

### ● 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部署から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由として紛争が生じた場合には、その迅速な解決のために、当事者である申立人と相手国等との合意に基づいて対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、[JICAウェブサイトの「気候変動・環境への取り組み」](#)と英文ウェブサイトの「[Climate Change/Environmental and Social Considerations](#)」内で公開しています。なお、2020年度に異議申立の受領はありませんでした。

### ● 情報公開とステークホルダーの参加

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、情報公開の促進に努めています。事業の環境社会配慮についての情報公開は、原則として協力相手国等が主体的に行いますが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報をガイドラインに則り公開しています。詳しくは、[JICAウェブサイトの「気候変動・環境への取り組み」](#)をご覧ください。また、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの参加を確保しています。

### ● 他援助機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行の環境社会ポリシーから大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、国際金融機関等が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティスを参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行等の他援助機関と緊密に連携し世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信しています。また、協調融資案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。

### ● 環境社会配慮ガイドラインの改定検討

現行のガイドラインでは、「施行後10年以内にレビュー結果に基づく包括的な検討を行う。その結果、必要に応じて改定を行う。」と規定されています。これを踏まえて、JICAは現行ガイドラインが適用された事業のレビューと包括的な検討を行い、2020年8月には環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を設置し、改定に向けた検討を進めています。

## 9

## ESG の取組

- |      |                    |      |
|------|--------------------|------|
| 9-1. | SDGsへの取組           | P 45 |
| 9-2. | 多様なステークホルダーとの関係構築  | P 49 |
| 9-3. | ソーシャルボンド発行・GCF受託事業 | P 51 |
| 9-4. | 人材育成               | P 54 |



SDGsから見る  
JICAの取り組み実績

食糧増産

1.8倍

サブサハラ\*  
アフリカにおける  
コメの生産量  
(基準値【1,400  
万t】と2014年収  
穫量【2,516万t】  
との比較)



母子手帳

25<sup>カ国</sup>  
800万冊

25カ国および  
日本での推計  
年間発行数  
(2016年度)



理数科教育

60<sup>カ国</sup>  
93万人

理数科教育の  
研修を受講した  
教師数  
(1994年～  
2015年の累計)



安全な水へのアクセス

5,900万人

給水施設整備  
支援による  
給水人口  
(2002年～  
2016年)



クリーンエネルギー

1,230<sup>MW</sup>

運転開始済み  
地熱発電所の  
設備容量の合計  
(1978年度以降の  
円借款案件)



産業人材育成

821人

ABEイニシアティ  
ブによる留学生の  
人数  
(2014年～  
2016年度)



防災

70分の1

バングラデシュでの  
サイクロンによる  
被害者  
(1970年代と  
2007年の同規模の  
サイクロンによる比較)



先端技術と環境保全

7,600件

世界77カ国に  
おける森林変化の  
検知件数  
(2016年3月～  
2017年2月)



青年海外協力隊

42,972人

青年海外  
協力隊累計  
派遣人数  
(1965年～  
2016年度)



JICAのSDGsへの取り組み方針

JICAは、「人間の安全保障」や「質の高い成長」を加速・推進するものとして、SDGsに積極的に取り組んでいきます。こうしたJICA全体の取り組み方針をポジション・ペーパーとしてまとめています。さらに、そこで定められた方針や事業実績に基づいた考えを発信しています。また、SDGs達成には公的資金だけでは不十分です。それには、民間資金動員を含め多様なパートナーシップが不可欠であることから、より幅広いパートナーに対しJICAのアプローチや事業の意義を共有し、議論を行っています。そうして事業レベルでの連携・パートナーの巻き込みを促進し、SDGs達成に向けたインパクト拡大を目指しています。17ゴール別のJICAの取組は[JICAホームページ](#)をご覧ください。

SDGs 推進に向けた国内外での連携・協働の強化

JICAは、日本政府SDGs推進本部下の円卓会議や幹事会等の会合に、省庁以外の唯一の政府関係組織として参加しています。特に政府の「SDGs実施指針改定版」及び「SDGsアクションプラン2021」の策定においてJICAは大きく貢献しています。SDGs実施指針では、開発途上国を含む国内外のSDGs 推進の貢献等に関する言及があり、SDGsアクションプランでは、27件の幅広い取組事例(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)、低炭素エネルギーイニシアティブ、国際協力機構債等)が組み込まれています。また、同実施指針や同アクションプランの一層の進展のため、JICAとともにSDGsの達成に向けて取り組んでいる団体をパートナーとして認定する「JICA-SDGsパートナー」制度を



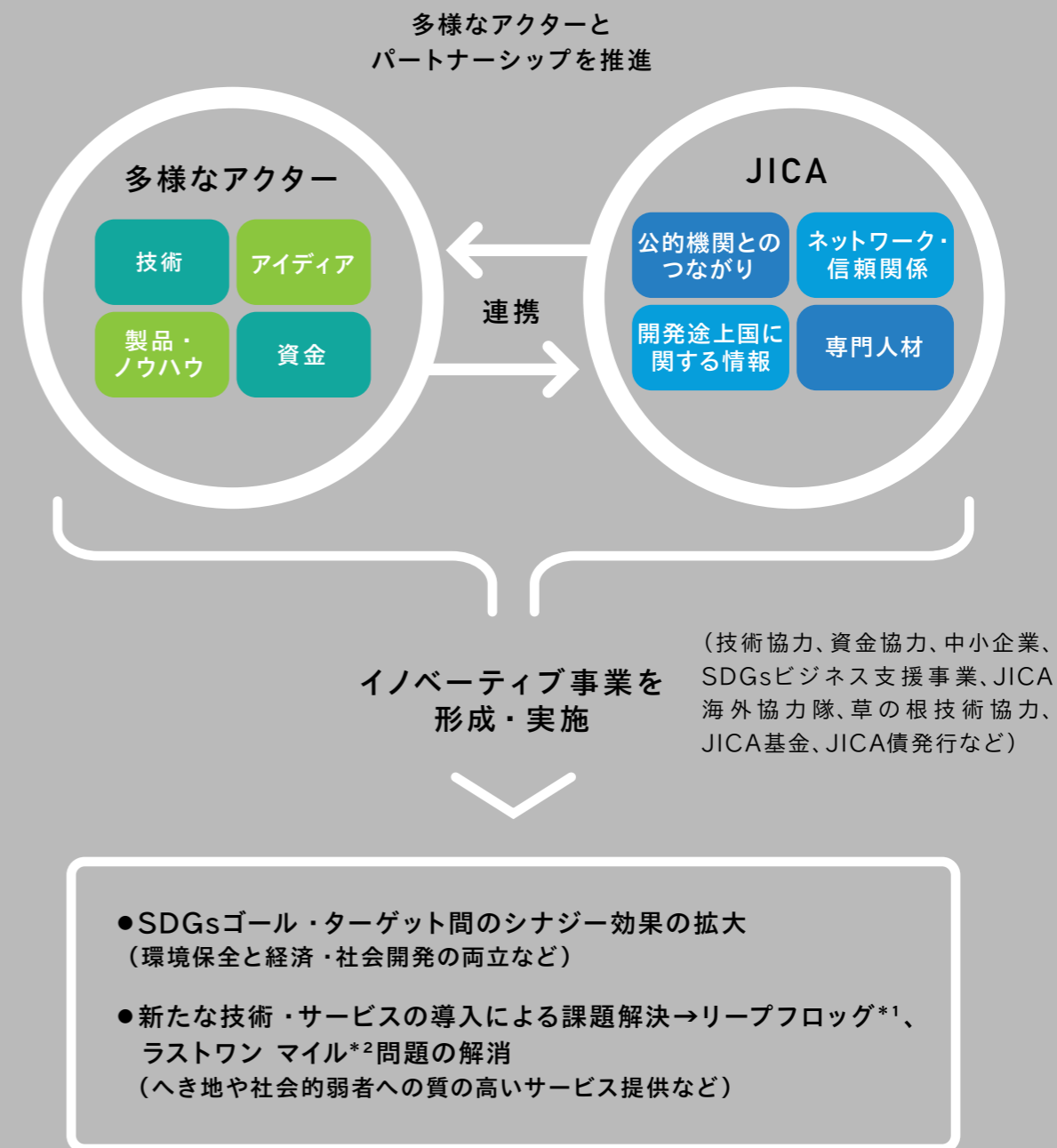
2020年7月に創設しました。同制度は2021年5月時点で、認定団体約60団体を数え、企業・団体等によるSDGs推進に向けた対外発信を促進しています。また、「関西SDGsプラットフォーム」は、加盟団体が1,000を超え(2021年5月時点)、関西のSDGs推進ハブとしての役割を確立しています。

開発途上国においては、開発途上国関係者(行政官、企業経営者等)との人的ネットワーク、JICA関係者(職員、専門家、海外協力隊員等)が持つ現場の情報を強みに、例えば、インドネシアでSDGs国家指標のメタデータの策定等に技術協力を行いました。また、アフリカ3か国(ガーナ、マラウイ、南アフリカ)では、東京大学等と連携しつつ、SDGsゴール9(インフラ・技術革新)と同11(都市)をテーマにしたSDGsの相互連関分析を踏まえた政策提言研究を実施しました。

### SDGs へ貢献する事業の評価体制の強化

JICAが取組む事業は、基本的に全てSDGsの達成に寄与するものです。その具体的なインパクトをわかりやすく伝えるための取組みを行っています。具体的には、事前評価表においてSDGsへの貢献が記載されている事業の分析等を通じてインパクトの検証に取り組んでいます。加えて、SDGsの考え方を反映した事業評価基準の改定、すなわち新評価基準との整合性の追加や各評価基準における公平性、人権、ジェンダー等の視点の明示を行っています。SDGsへ貢献する事業の評価体制の強化に際しては、戦略や計画の策定・案件形成・実施・評価に至るまで一貫した取組みが必要であり、このための改善に向けた努力を継続しています。

### JICAのSDGsに向けたアプローチ



\*1 リーフフロッグ：新たなテクノロジー等の導入によって、一足飛びに課題を解決し、飛躍的發展を遂げること。\*2 ラストワンマイル：インフラ・物流等が網羅されていない地方農村部の人々へサービスを届けること。



## 多様な ステークホルダーとの 関係構築

### NGO/CSO\*との連携促進・強化、 担い手のすそ野拡大

JICAはNGOと、「NGO-JICA協議会」を設置し、草の根技術協力事業の質の向上やNGO-JICAの連携強化に向けた方策等を協議しています。協議会の運営を行うNGOとJICA双方のコーディネーターによる会議等を通じて、きめ細やかな協議を進めています。また、2020年度は、協議会とは別にNGO-JICAの勉強会を開催し、難民支援、外国人材支援・多文化共生、DX・オンライン支援等のテーマに見解やナレッジの共有を進めました。その他、NGOの活動を支援するNGO主催イベントへの協力、JICA職員のNGOインターン派遣等の人事交流、意見交換の実施による相互の連携・対話を進める等、様々な連携強化の取組みを進めています。また、地方自治体との連携においては包括的な連携協定を結び、地方自治体の国際協力事業やグローバル人材の育成等を支援しています。昨今では、地域での外国人材受入や多文化共生への取組み、SDGsの推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの取組み等にもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。



### NGO/CSOの知見をいかした 事業実施、質の向上の取組

NGO/CSO等に事業実施上必要となる関連知識や情報を広く提供するとともに、組織運営や事業実施に係る能力強化を行うことを目的とする「NGO等提案型プログラム」(SDGsファシリテーターの育成、危機管理・安全管理研修プログラム、広報やファンドレイジング等)を実施しています。その他、開発途上国における事業実施に際して必要となるNGO等の能力強化に資する研修(事業マネジメント、現地調査実践、モニタリング・評価)をJICA国内・外の拠点で実施しています。また、JICAでは、現地での市民参加事業の活動のバックアップや案件形成等を支援するため、23か国にNGOジャパンデスクを設置し、当該国における本邦NGOの活動支援を行っています。2020年度は新たにインドにおいて、現地で活動登録を行っている約1,000団体の情報をリストアップし、現地パートナーを求めるNGO/CSOや企業等に向けてJICAウェブサイトに関開するとともに配付用冊子を作成しました。



### 「責任ある外国人労働者受入れ プラットフォーム(JP-MIRAI)」の創設 (2020年11月)

JICAと一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン(ASSC)は共同で事務局となり、日本で外国人労働者を受け入れる企業、業界団体、弁護士、学識経験者、市民社会等と連携し、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI: Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society)」を任意団体として設立しました。これは、外国人労働者の適正な受け入れに貢献し、「世界の労働者から信頼され、選ばれる日本」となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すものです。日本を代表する大企業や中小企業を束ねる業界団体も加盟しています(企業・団体会員207団体、個人会員108名(2021年8月時点))。設立後、会員向けセミナーや会員による行動原則実践の推進(計画・報告の提出)等を通じて会員による改善の取組みを推進している他、公開研究会として「技能実習生「手数料問題」研究会」、「相談・救済研究会」をオンラインで行い、多角的に課題を検討する取組みを行いました。



### 「開発途上国におけるサステイナブル・ カカオ・プラットフォーム」の創設 (2020年1月)

JICAは、開発途上国の民間セクターが抱える課題解決に取り組んでいます。例えば、ガーナではカカオ豆の輸出が貴重な外貨獲得手段となっている一方で、生産性の低さや児童労働が課題となっています。JICAはカカオ豆の生産性向上のため、2020年2月に海外投融資を「カカオ豆バリューチェーン強化事業」に供与し、カカオ樹木の植え替えや流通設備整備等の支援を開始しました。あわせて、児童労働を含むカカオ産業を取巻く課題の解決に向けて、日本企業やNGOを含む多くの関係者が協働して取組む場として「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を2020年1月に設立しました。



\*Civil society organization の略で、政府、企業から自立した市民社会組織(NPO 法人、市民活動団体、ボランティア団体等)のこと。

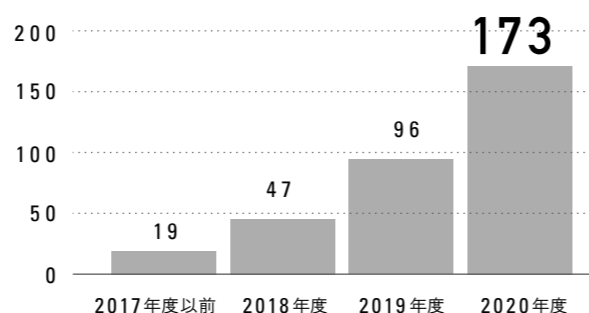


発行額

# 2,800 億円

ソーシャルボンドとしての発行総額(2016年~2020年度)

JICA 債への投資表明件数(累計)



9-3

ソーシャルボンド発行・  
GCF受託事業



courtesy of Women's World Banking

## ソーシャルボンド発行

JICAは、SDGs達成に向けた民間資金の動員、国内ESG市場の発展、更にJICAの事業について幅広く皆様に認知頂くため、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行する全ての債券をソーシャルボンドとして発行し、2020年度までの発行総額は2,800億円に達します。ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券\*です。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、ESG投資やSDGsへの貢献へのツールとして多くの投資家に注目頂いています。

\*JICAは、国際市場協会(ICMA)が公表する「ソーシャルボンド原則」に適合した債券である旨、第三者評価機関からセカンドパーティーオピニオンを取得しています。



Photo courtesy of Women's World Banking

近年のESG投資やSDGs推進の機運も受け、投資を通じた環境や社会への貢献を重視する投資家は益々増えています。JICA債の調達資金は、JICAが実施する有償資金協力業務(円借款及び海外投融資)に充当されます。道路や鉄道等の交通インフラの整備、再生可能エネルギー、上下水道整備、子どもの教育促進、女性のエンパワメント促進事業等、開発途上国がそれぞれ直面する社会的課題の解決のための多岐に亘る事業に使われます。

また、JICA債は、日本政府のSDGs実施指針において、SDGs達成に向けた民間資金の動員ツールであると言及されています。こうしたJICA債の特性が多くの投資家に支持され、これまでに174の投資家の皆様から投資表明を頂きました。



Photo courtesy of Women's World Banking

投資表明件数(累計)

# 174 件

2020年度は、新型コロナウイルス感染症危機への取組みの一環として、「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」を発行しました。調達資金は、保健医療システムの強化や経済危機対応支援に限定して使用されます。地球規模課題である新型コロナウイルス感染症に焦点を充てた本債券は反響を呼び、多くの投資家に趣旨を賛同頂きました。更に、2021年9月には、新型コロナ危機を受けて一層浮き彫りとなったジェンダー課題への取組みを強化するため、日本の発行体として初めて「ジェンダーボンド」を発行しました。ジェンダー平等・女性のエンパワメントを推進する事業に調達資金を充当する本ジェンダーボンドは、多くの投資家に共感頂き、発行額を大幅に超える申込みを頂きました。JICAは、今後もJICA債の発行を通じ、開発課題解決を促進するための市場づくりに貢献するとともに多様な資金を動員し、開発途上国そして世界全体の持続的な発展のために貢献していきます。

投資家の皆様へ(IRページ)

<https://www.jica.go.jp/investor/index.html>



Photo courtesy of Women's World Banking



# GREEN CLIMATE FUND

## GCF 受託事業

緑の気候基金(GCF)は、2010年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で設立が決定されました。開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間基金です。JICAは2017年7月に日本の機関としては初めてGCFの認証機関として認定されています。JICAがGCFに申請した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が、2021年3月に開催されたGCF第28回理事会において承認されました。GCFによるJICA提案事業の承認は本件が初めてです。

東ティモールでは、農地拡大や過放牧による森林減少や劣化が進んでおり、温室効果ガスの排出増加に繋がっています。さらに、気候変動による洪水の増加が河川流域の住民生活へ悪影響を及ぼし、干ばつの発生が農村地域住民の安定的な食糧や生計手段の確保を危険にさらしています。本事業では、同国4流域74村落において、JICAの支援により開発された森林管理のモデルを用いて、森林の減少抑制及び再生に取り組めます。また、自然資源に依存して生活する対象住民(約48,000人)に対し、持続可能で気候変動の負の影響に対応できる農業やアグロフォレストリー等を提案し生計向上を図ります。本事業を実施することで、20年間で440万トン(二酸化炭素換算)の温室効果ガス排出削減が期待され、持続可能な開発目標(SDGs)ゴール13、15、17に貢献します。

なお、2021年7月には、モルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくりプロジェクト」も、GCF第29回理事会において承認されました。今後もJICAは、自らの強みを活かしてGCFと連携し、開発途上国における脱炭素社会への移行や気候変動に強靱な社会づくりを支援していきます。



モルディブ マーメンドゥー島の海岸



東ティモール 苗木生産研修を受ける住民



# KMN

ナレッジマネジメント  
ネットワーク

## 人材育成

JICAでは、事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、組織横断的に事業関係者間で共有・活用するため、「ナレッジマネジメントネットワーク(KMN)」体制を構築しています。現在、19のKMNが設置され、SDGsの17ゴールをカバーしています。気候変動対策の関連では、気候変動KMNと防災KMNの2つを設置しており、国際的動向に関する情報収集・発信、気候変動対策事業の形成・実施・評価に資する知識・ノウハウを蓄積しています。また、これを踏まえた人材育成や外部有識者とのネットワーク構築を図っています。



独立行政法人 国際協力機構 総務部 総務課

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル TEL: 03-5226-6660

WEB: <https://www.jica.go.jp/index.html>